

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県医療法施行細則の一部を改正する規則 一
- 福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則 二
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 二
- 訓 令
- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 二
- 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県教育委員会 四
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 五
- 福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令 五

規 則

福島県医療法施行細則の一部を改正する規則、福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第七十三号

福島県医療法施行細則の一部を改正する規則

福島県医療法施行細則（平成六年福島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号中「第一条第一項」を「第一条の十四第一項」に改め、同条第五号の二中「第一条第五項」を「第一条の十四第五項」に改め、同条第五号の四中「第三条の二」を「第三条の三」に改め、同条第九号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第十号中「第九条第一項」を「法第九条第一項」に改め、同条第十一号中「規定する病院・診療所・助産所開設者死亡（失そう）届」を「の規定による病院・診療

所・助産所開設者死亡（失踪）届」に改め、同条第十六号を削り、同条第十五号中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の二中「第九条の二」を「第九条の第二項」に、「様式第十三号の二」を「様式第十四号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第二十七号中「の規定による」に改め、同条第二十九号中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改め、同条第三十号中「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に改め、同条第三十一号中「第三十一条の四」を「第三十一条の五」に改め、同条第三十四号を削り、同条第三十五号中「様式第三十五号」を「様式第三十四号」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第三十六号中「様式第三十六号」を「様式第三十五号」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第三十七号中「第五条の七」を「第五条の十二」に、「様式第三十七号」を「様式第三十六号」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十八号中「第五条の八」を「第五条の十三」に、「様式第三十八号」を「様式第三十七号」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第三十九号中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に、「様式第三十九号」を「様式第三十八号」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第四十号中「法第五十六条第二項又は第三項」を「良質な利用を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた改正前の法第五十六条第二項又は第三項」に、「様式第四十号」を「様式第三十九号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条第四十一号中「様式第四十一号」を「様式第四十号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条第四十二号中「様式第四十二号」を「様式第四十一号」とし、同号を同条第四十一号とし、同条第四十三号中「様式第四十三号」を「様式第四十二号」に改め、同号を同条第四十二号とし、同条第四十四号を削る。

第三条各号列記以外の部分中「第二条第十七号」を「第十一条第十九号」に改め、同条第五号中「前条第十三号の二」を「前条第十四号」に改め、同条第六号中「第三十五号、第三十六号及び第四十号」を「第三十四号、第三十五号及び第三十九号」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 前条第三十三号、第三十八号、第四十一号及び第四十二号の規定による届出の受理及び知事への送付

第三条第八号中「前条第四十一号」を「前条第四十号」に改める。

様式第十一号中「死亡（失そう）者」を「死亡（失踪）者」とし、「病院・診療所・助産所開設者死亡（失そう）届」を「病院・診療所・助産所開設者死亡（失踪）届」とし、「失そう届」を「失踪届」とし、「死亡（失そう）年月日」を「死亡（失踪）年月日」とし、「死亡（失そう）を」を「死亡（失踪）を」に改め、同様式備考中「失そう」を「失踪」に改める。

様式第十六号を削り、様式第十五号を様式第十六号とし、様式第十四号を様式第十五号とし、様式第十三号の二中「第12条の2」を「第12条の2第1項」に改め、同様式を様式第十四号とする。

[5] 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、

様式第二十八号中

証明書類

(6) 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、法人の資産が医療法施行規則第30条の34第1項に規定する要件であることを証する書類

銀行等の

当該医療 又は 証明書類
に適合し

の 「(7)」や「(6)」 「(8)」や「(7)」 「(9)」や「(8)」 「(10)」や「(9)」 「(11)」や「(10)」 「(12)」や「(11)」 「(13)」や「(12)」

「(11)」や「(10)」 「(12)」や「(11)」 「(13)」や「(12)」

様式第三十二号中

当該医療 又は 証明書類
に適合し

「(11)」や「(10)」 「(12)」や「(11)」 「(13)」や「(12)」

に改める。

様式第三十四号を削り、様式第三十五号を様式第三十四号とする。

(7) 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表

様式第三十六号中
(8) 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、資産が医療法施行規則第30条の34第1項に規定する要件に適合証する書類

当該医療法人の 又は 「(7) 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表」 「(9)」

を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に改め、同様式を様式第三十五号とし、様式第三十七号から様式第四十三号までを一様式すつ繰り上げ、様式第四十四号を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県医療法施行細則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県医療法施行細則の相当の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(地域医療課)

福島県規則第七十四号

福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

福島県薬剤師法施行細則（昭和三十七年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に、「薬剤師名簿登録簿除申請書」を「薬剤師名簿登録簿除申請書」に、「薬剤師名簿登録簿除申請書」を「薬剤師名簿登録簿除申請書」に改める。
第三条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(薬 務 課)

福島県規則第七十五号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一号を加える。
八 支援対象避難者 条例第五条第二項第九号に規定する支援対象避難者であつて条例別表第三に規定する対象地域の市町村長がその居住の事実を認めたもの
別表第二の一の表福島県営六人町団地の項及び福島県営上湯長谷団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(建築住宅課)

訓 令

福島県訓令第十五号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
本庁機関
出先機関
平成二十六年十月三日

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第二の2の表人事総室の部人事課の項中6を7とし、5を6とし、4を5とし、
3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 消防団を中核とした地域防災力の充 実強化に関する法律（平成25年法律第 110号）の施行に関する次に掲げること。 第10条第1項の規定による承認	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

附 則

この訓令は、平成二十六年十月三日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第十六号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。
（消防団員との兼職）

第二十条の二 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成
二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼
職することを認めるよう求める場合は、兼職請求書（第十五号様式の一）を所属長を
經由して人事総室人事課長に提出しなければならない。
第二十一条中「前条」を「前二条」に改める。
第十五号様式の次に次の一様式を加える。

第 1 5 号 様 式 の 2 （ 第 2 0 条 の 2 関 係 ）

兼 職 請 求 書		年 月 日
福島県知事 様		所 属 機 関 氏 名（記名押印又は署名）
1 兼職しよう とする消防団	消 防 団 名	
	兼 職 期 間	自 至
2 非常勤の消防団員と兼職 することが職務遂行に与え る影響その他について 所属長の意見		年 月 日 所 属 長 氏 名（記名押印又は署名）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則
この訓令は、平成二十六年十月三日から施行する。

(人 事 課)

福島県教育委員会

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項の表富岡高等学校の項の次に次のように加える。

ふたば未来学園高等学校	双葉郡浪江町立浪江中学校
	双葉郡浪江町立浪江東中学校
	双葉郡浪江町立津島中学校
	双葉郡葛尾村立葛尾中学校
	双葉郡双葉町立双葉中学校
	双葉郡大熊町立大熊中学校
	双葉郡富岡町立富岡第一中学校
	双葉郡富岡町立富岡第二中学校
	双葉郡川内村立川内中学校
	双葉郡檜葉町立檜葉中学校
	双葉郡広野町立広野中学校

第三十七条の二中「前条」を「前二条」に改め、同条を第三十七条の三とし、第三十七
七条の次に次の一条を加える。

(消防団員との兼職の請求)

第三十七条の二 校長及び職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する
法律（平成二十五年法律第百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消
防団員と兼職することを認めるよう求める場合は、兼職請求書（第二十号様式の二）
により、職員にあつては校長を経由して、教育長に提出しなければならない。
第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第 2 0 号 様 式 の 2 （第 37 条 の 2 関 係）

兼 職 請 求 書		年 月 日
福島県教育委員会教育長 様		学校名 職 氏名（記名押印又は署名）
1 兼職しよう とする消防団	消防団名	
	兼職期間	自 至
2 非常勤の消防団員と兼職 することが職務遂行に与え る影響その他について 長の意見		年 月 日 校長 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

第二十一号様式中「第37条の2関係」を「第37条の3関係」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の二の改正規定、同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に一条を加える改正規定及び第二十号様式の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(高校教育課)

福島県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三日

福島県教育委員会

福島県教育庁等服務規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁等服務規程(平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

(消防団員との兼職)

第十八条の二 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成二十五年法律第百十号)第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求める場合は、兼職請求書(様式第二十号の二)を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。
様式第二十号の次に次の一様式を加える。

第 2 0 号 様 式 の 2 (第18条の2関係)

兼 職 請 求 書		
年 月 日		
福島県教育委員会教育長 様		
所 属 職 氏 名 (記名押印又は署名)		
1 兼職しようとする消防団	消 防 団 名	
	兼 職 期 間	自 至
2 非常勤の消防団員と兼職することが職務遂行に与える影響その他についての所属長の意見		年 月 日 所 属 長 氏 名 (記名押印又は署名)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

この訓令は、平成二十六年十月二日から施行する。

(教育総務課)